

協議会だより

全国学童保育連絡協議会定期総会を開催しました

二〇二三年一〇月二十九日、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は東京都文京区内で二〇二三年度（二〇二三年一〇月からの一年間）の定期総会を開催しました。当日は、会場四五名のほか、インターネットを介して全国六五地点以上から参加がありました。

総会では、二〇二三年度の活動報告、決算報告が行われ、会計監査報告を受けたのち、いずれも確認されました。つづいて、「学童保育をめぐる現状と課題」を確認し、今年度の活動方針（今月号の本誌七一頁に掲載）と予算が承認されました。

総会で選出された今年度の全国連協役員はつぎのとおりです。

◆会長 戸塚丈夫（三多摩保護者・再）

◆副会長 飛鳥井祐貴（神奈川・指導員・再）、出射雅子（京都・保護者・再）、小野さこみ（三多摩・指導員・再）、角野いずみ（岡山・指導員・再）、賀屋哲男（愛知・専従職員・再）、川崎みゆき（大阪・指導員・再）、小平善幸（長崎・保護者・新）、佐藤正美（埼玉・指導員・再）、重木奈穂美（石川・指導員・再）、中野明彦（奈良・保護者・再）、西田隆良（埼玉・保護者・再）、平井茜（神奈川・指導員・再）、門田弘之（岩手・指導員・新）（五十音順）

◆事務局長 高橋誠（東京指導員・再）

◆事務局次長 佐藤愛子（職員・再）、千葉智生（職員・再）

第58回全国学童保育研究集会を開催しました

全国学童保育研究集会（以下、全国研。主催・全国連協）はコロナ禍にあっても、みんなで試行錯誤を重ねながら、開催をつづけてきました。

このたびの第58回全国研は、コロナ禍前の「参加者同士の交流」に近づけるよう、オンラインを活用するとともに、四年ぶりに全体会・分科会ともに会場を設けて行いました。二〇二三年一月四日の全体会は、東京都多摩市の「パルテノン多摩」に約五〇〇名が集いました。

翌日の五日は「全国研ならではの魅力の一つである多様なテーマの分科会を実施し、四二テーマのうち一テーマの分科会を、神奈川県相模原市の「桜美林大学プラネット湘野辺キャンパス」で行い

ました。両日あわせて、全国各地から四〇〇〇名を超える人々が参加し、大いに学び、語りあいました。

二日間の模様は、本誌二〇二四年二月号に掲載予定です。

いまこそ、常勤職員の複数配置の実現を

二〇二三年一月六日、「自由民主党学童保育（放課後児童クラブ）推進議員の会」の総会が開催されました（現在、学童保育に関わる議員連盟は二つ。もう一つは超党派の国会議員で構成される「公的責任における放課後児童クラブ（学童保育）の抜本的拡充を目指す議員連盟」）。

こども家庭庁から、長官官房審議官（総合政策等担当）をはじめ五名、文科科学省から、総合教育政策局政策課長をはじめ三名の出席がありました。

こども家庭庁からは、放課後児

童クラブの実施状況の調査について、速報値の公表ははじめてであったこと、二〇二三年一〇月一日時点の待機児童数調査を行うこと、同年六月一三日に閣議決定された「こども未来戦略方針」で「放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から常勤職員配置の改善」という文言が盛り込まれたことなどの説明がありました。

これを受けて、議員連盟から「常勤職員配置の改善」のイメージについての質問があり、こども家庭庁成育局成育環境課長から「処遇の引き上げを財務省と調整している。来年度予算編成に反映することをめざしたい」との回答がありました。

* * *

厚生労働省が行ってきた実施状況調査では「常勤職員」を「原則として施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者をいう。また、一日六時間以上かつ月二〇日以上勤務する者は、

上記にかかわらず常勤職員とする」と定義しています。

社会的には「常勤職員」とは一日八時間勤務の正規職員をさしますが、この定義だと極論すると、施設で定めた勤務時間が四時間であれば、一日四時間勤務でも「常勤職員」となります。実際に、「八時間勤務一名分」の人員費で、「四時間勤務」の職員二名を勤務させている状況もあります。

本来であれば、専門的な知識や技能を身につけた指導員が長期的に安定して雇用され、職員同士で子ども観・保育観についての共通理解を図りながら力量を向上させつつ、子どもと継続的に関わり、職員集団として保育実践を積み重ね、子どもの生活の場を保障していく必要があります。

継続的に子どもと関わり、責任を持って保育を行うことが困難な勤務形態で運営されている現場（短時間・短期間勤務の指導員だけが細切れで勤務するなど）では、保

育と職場運営に大きな支障が生じていることも耳にします。

かつて、国の補助金では、「児童数三六〇四五人規模」の場合の人員費の考え方は、平日六時間勤務の非常勤職員（年収一七四万円程度）三人分で計算されていました。

これが、二〇一七年度以降、以下の内容に変更され、現在運用されています（●が変更点）。

●年収三一〇万円程度（福祉職俸給表による常勤職員）

*年収一八一万円程度（平日六時間勤務の非常勤職員）

*年収一八一万円程度（平日六時間勤務の非常勤職員）

これらを支えようと、このたび国が示した「常勤職員配置の改善」によって、つぎのような内容になることが期待されます。

●年収三一〇万円程度（福祉職俸給表による常勤職員）

●年収三一〇万円程度（福祉職俸給表による常勤職員）

*年収一八一万円程度（平日六時間勤務の非常勤職員）

二〇一五年以降、一部の市町村では指導員の処遇改善が進められ、「常勤職員の複数配置」が実現したことで、指導員が子どもや保護者への理解を深め、学童保育が子どもにとっての「生活の場」となることにつながっています。

二〇二二年に「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」が実施されたときには、いくつかの地域から、「指導員の『専門職としての自覚』が高まり、継続して勤務すること（指導員の定着）につながっている」との声もあがっていました。

「こども未来戦略方針」に「常勤職員配置の改善」という文言が示されたこの機会も活用して、学童保育の役割や生活内容、指導員の仕事について自分たち自身でたしかめるとともに、社会的理解をさらに広げていきたいと思います。